

○ 農業農村整備事業実施計画策定要綱（平成12年4月1日付け12構改C第150号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1 趣 旨</p> <p>近年の我が国経済社会及び食料・農業・農村をめぐる情勢の大きな変化に対応し、農業の有する多面的機能の発揮や国民のゆとりと潤いの場としての農村の整備の質的向上の重要性が強調されている。</p> <p>このような中で、農業農村整備事業の事業計画段階においても、優良農地の有効利用、経営体の育成及び耕作放棄地の解消・発生防止、畑地帯の整備をはじめとする生産基盤対策、農村地域に有する資源の有効活用等農業の有する多面的機能の発揮に配慮した計画的、効率的な事業実施に資する農業農村整備事業の実施計画の策定が必要となっている。</p> <p>このため、経営体の育成に向けた基盤整備、畑地における優良農地の確保と担い手の育成等に必要の基盤整備の向上に資する各種事業に対応して地方公共団体が策定する実施計画について助成し、もって農業農村整備事業の機動的、効率的かつ円滑な推進を図るものとする。</p> <p>第2 実施計画の対象地区</p> <p>実施計画の対象地区は、次の各号に掲げる事業の分類に応じ、当該各号に規定する事業に係る地域とする。</p> <p>(1) <u>戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業のうち農地整備事業</u> <u>戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2199号農林水産事務次官依命通知）第1の2の戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業のうち同要綱第3の1の農地整備事業</u>で同要綱第2に該当する地域 <u>【削る。】</u></p> <p>(2) <u>特定地域振興生産基盤整備事業のうち農地整備事業</u> <u>特定地域振興生産基盤整備事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2242号農林水産事務次官依命通知）第1の2の特定地域振興生産基盤整備事業のうち同要綱第3の1の農地整備事業</u>で同要綱第2に該当する地域 <u>【削る。】</u></p> <p>第3 実施計画の内容等</p> <p>1・2 【略】</p> <p>(1) <u>戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業のうち農地整備事業</u> 第2の(1)に規定する地域において、<u>戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱第4の1に規定する営農目標推進整備計画及び戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2200号農林水産省農村振興局長通知）別紙1（番号1 農地整備事業に</u></p>	<p>第1 趣 旨</p> <p>近年の我が国経済社会及び食料・農業・農村をめぐる情勢の大きな変化に対応し、農業の有する多面的機能の発揮や国民のゆとりと潤いの場としての農村の整備の質的向上の重要性が強調されている。</p> <p>このような中で、農業農村整備事業の事業計画段階においても、優良農地の有効利用、経営体の育成及び耕作放棄地の解消・発生防止、畑地帯の整備をはじめとする生産基盤対策、農村地域に有する資源の有効活用等農業の有する多面的機能の発揮に配慮した計画的、効率的な事業実施に資する農業農村整備事業の実施計画の策定が必要となっている。</p> <p>このため、経営体の育成に向けた基盤整備、<u>耕作放棄地の解消・発生防止</u>、畑地における優良農地の確保と担い手の育成等に必要の基盤整備<u>及び農業農村の環境</u>の向上に資する各種事業に対応して地方公共団体が策定する実施計画について助成し、もって農業農村整備事業の機動的、効率的かつ円滑な推進を図るものとする。</p> <p>第2 実施計画の対象地区</p> <p>実施計画の対象地区は、次の各号に掲げる事業の分類に応じ、当該各号に規定する事業に係る地域とする。</p> <p>(1) <u>経営体育成基盤整備事業</u> <u>経営体育成基盤整備事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2486号農林水産事務次官依命通知）第1の1の経営体育成基盤整備事業</u>で同要綱第2に該当する地域</p> <p>(2) <u>耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業</u> <u>耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2048号農林水産事務次官依命通知）第1の1の耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業</u>で同要綱第2に該当する地域</p> <p>(3) <u>畑地帯総合整備事業</u> <u>畑地帯総合整備事業実施要綱（平成9年10月8日付け9構改D第238号農林水産事務次官依命通知）第1の畑地帯総合整備事業</u>で同要綱第2の2に該当する地域</p> <p>(4) <u>農業農村の環境の向上に資する各種事業</u> <u>ア 地域用水環境整備事業実施要綱（平成12年3月24日付け12構改D第268号農林水産事務次官依命通知）第1の地域用水環境整備事業</u>で同要綱第3の1の(3)又は2の(2)に該当する地域 <u>イ 農地防災事業実施要綱（昭和40年12月24日付け40構改D第1829号農林水産事務次官依命通知）別表第1の水質保全対策事業（一般型）</u>で同表の事業内容の欄の1の目的に該当する地域</p> <p>第3</p> <p>1・2 【略】</p> <p>(1) <u>経営体育成基盤整備事業</u> 第2の(1)に規定する地域において、<u>経営体育成基盤整備事業実施要綱第5の1</u>に規定する農用地利用集積促進土地改良整備計画又は農業生産法人育成土地改良整備計画及び<u>経営体育成基盤整備事業計画</u>の策定に資するため、担い手等の実態、生活環境の整備状況等を調査した上で、</p>

係る運用（以下「農地整備事業運用」という。）第5の1に規定する農用地利用集積促進土地改良整備計画、畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画、畑地帯農用地利用効果促進土地改良整備計画及び戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業計画の策定に資するため、担い手等の実態、生活環境の整備状況等を調査した上で、農地整備事業運用第5の1に規定する基盤整備関連経営体育成等促進計画及び農地整備事業運用第5の2に規定する農業農村活性化計画との整合性を図りつつ、次の事項について策定するものとする。

ア 地域における農業の振興方向、営農目標、生産基盤整備の内容、営農支援体制等に関する事項

イ 【略】

ウ 経営体育成型、畑地帯担い手育成型及び畑地帯担い手支援型の実施による担い手等の育成の見通し及び概要、経営規模の拡大並びにこれを実現するために必要な農地流動化及び農作業の集積に関する事項

エ 【略】

オ 【略】

【削る。】

（2）特定地域振興生産基盤整備事業

第2の（2）に規定する地域において、特定地域振興生産基盤整備実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2243号農林水産省農村振興局長通知）別紙（番号1 農地整備事業に係る運用（以下「特定地域事業運用」という。））第5の1に規定する農用地利用集積促進土地改良整備計画、畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画、畑地帯農用地利用効果促進土地改良整備計画及び特定地域振興生産基盤整備事業計画の策定に資するため、担い手等の実態、生活環境の整備状況等を調査した上で、特定地域事業運用第5の1に規定する基盤整備関連経営体育成等促進計画及び特定地域事業運用第5の2に規定する農業農村活性化計画との整合性を図りつつ、次の事項について策定するものとする。

ア 【略】

イ 経営体育成型、畑地帯担い手育成型及び畑地帯担い手支援型の実施による担い手の見通し、事業の実施により行われる担い手の経営規模の拡大並びにこれを実現させるために必要な農地流動化及び農作業の集積に関する事項

ウ 将来の担い手の経営形態、土地利用方式等に合致した農業生産基盤整備に関する事項

エ 生産基盤と一体的な整備を必要とする生産・集落環境整備に関する事項

【削る。】

経営体育成基盤整備事業実施要綱第4の1の（2）に規定する基盤整備関連経営体育成等促進計画との整合性を図りつつ、次の事項について策定するものとする。

【新設】

ア 【略】

イ 経営体育成基盤整備事業の実施による担い手等の育成の見通し及び概要、経営規模の拡大並びにこれを実現するために必要な農地流動化及び農作業の集積に関する事項

ウ 【略】

エ 【略】

（2）耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業

第2の（2）に規定する地域において、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業実施要綱第5の1に規定する遊休農地利用増進土地改良整備計画及び耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業計画の策定に資するため、当該地域の現況調査を踏まえ、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業実施要綱第4の1に規定する耕作放棄地解消等基盤整備基本構想との整合性を図りつつ、次の事項について策定するものとする。

ア 農業経営の改善目標、農業生産基盤整備方針等の基本的事項

イ 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業の実施による耕作放棄地解消、活用見通し及びこれを実現するために必要な事項

ウ 生産基盤と一体的な整備を必要とする生活環境整備に関する事項

（3）畑地帯総合整備事業

第2の（3）に規定する地域において、畑地帯総合整備事業実施要綱第5の1の（2）に規定する集積促進整備計画又は同要綱第5の2の（2）に規定する高度化整備計画及び畑地帯総合整備事業計画の策定に資するため、担い手の状況等を踏まえ、次の事項について策定するものとする。

ア 【略】

イ 畑地帯総合整備事業の実施による担い手の見通し、事業の実施により行われる担い手の経営規模の拡大並びにこれを実現させるために必要な農地流動化及び農作業の集積に関する事項

【新設】

ウ 生産基盤と一体的な整備を必要とする生産・集落環境整備に関する事項

（4）農業農村の環境の向上に資する各種事業

第2の（4）に規定する地域において、対象とする施設の取り巻く自然、社会環境等の現況把握等を行い、これに基づき実施計画を策定するものとする。

なお、本実施計画は、本要綱によるほか、地域用水環境整備事業実施要綱第4の1の（3）又は2の（2）、農地防災事業実施要綱別表第1の水質保全対策事業（一般型）の事業内容の欄の2の（2）に基づき策定するものとする。

第4 実施計画の策定主体

実施計画の策定主体は、都道府県とする。

【削る。】

第6 実施計画の策定手続

【削る。】

2 地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）は、1の規定による申請を審査し、対象地域が第2に掲げる要件に適合し、かつ、予算の範囲内において実施計画を策定させることが適当と認められるときは、実施計画地区の採択を決定し、その旨を都道府県知事（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して北海道知事）に通知するものとする。

第4 実施計画の策定主体

実施計画の策定主体（以下「計画主体」という。）は、都道府県及び市町村とする。

ただし、経営体育成基盤整備事業、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業、畑地帯総合整備事業を予定する地区については、都道府県のみを計画主体とする。

第6 実施計画の策定手続

2 都道府県知事以外の計画主体が実施計画を策定しようとするときは、農村振興局長が別に定める様式による申請書を都道府県知事を経由して地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に提出するものとする。

3 地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）は、1及び2の規定による申請を審査し、対象地域が第2に掲げる要件に適合し、かつ、予算の範囲内において実施計画を策定させることが適当と認められるときは、実施計画地区の採択を決定し、その旨を1による場合は、都道府県知事（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して北海道知事）に、2の場合は、都道府県を経由して計画主体に通知するものとする。

内閣府沖縄総合事務局長

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった下記の地区について、
実施計画策定地区として採択したので通知する。

記

〇 〇地 区

【削る。】

(別添地区概要表) 【略】

内閣府沖縄総合事務局長

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった下記の地区について、
実施計画策定地区として採択した【された】ので通知する。

記

〇 〇地 区

【注）[]は、都道府県知事から計画主体への通知の場合とする。】

(別添地区概要表) 【略】